

熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

熊本市いじめ防止等対策委員会委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭二

区分	所属・役職名等	氏名	任期
学識経験者	熊本大学シニア教授 (前熊本大学教育学部教授)	吉田 道雄	平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日
弁護士	弁護士(緊急対応相談員)	山本 好郎	平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日
臨床心理士	臨床心理士 (学校問題対応相談員)	岡崎 光洋	平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日
医師	精神科医師 (くまもと青明病院)	井形 るり子	平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日
警察関係者	熊本県警察本部少年課少年補 導官兼課長補佐	田崎 龍児	平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び第3条並びに熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱(平成26年3月28日制定)第3条第2項の規定により、熊本市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第13号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

67	教育委員会	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
----	-------	----------------	---

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定）

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。